

道長の宿痾恢復譚に関する覚書―『栄花物語』の時間性に絡めて―

北村 章

†

『栄花物語』（巻第七・とりべ野）には、宿痾に苦しむ三代半ばの藤原道長があらゆる手立てを講じ恢復させるといふ病悩譚を、長保三（一〇〇一）年の出来事として語っている。まさに九死に一生を得るとき話柄であるが、人の世の儂さを知る者（読み手）には、道長の来し方行く末を思つて、恐らく心を動かされる部分でもあったに相違ない。

小稿では、『栄花物語』の作者が、この病悩譚を道長のその後の人生に深く関わる一件として読ませる上に、敢えて「とりべ野」巻に配したものとみて、その蓋然性を検討してみたい。

†

藤原道長の病悩譚は、身内的な意識でも働いてのことか、

異腹妹・綏子（東宮妃・麗景殿尚侍）の薨去の記事と、異腹兄・道綱の室（道長室倫子の同腹妹）の出産および直後の逝去記事との間に挟まれ、『栄花物語』巻第七「とりべ野」に次のように語られている。

かかるほどに、大殿は相方の君の家におはしますに、いみじう悩ませたまふ。ただ今の大事にこれを思ふ。御物の怪のいみじきはさるものにて、わが御心地のもの狂ほしきまで、世にありとある事どもをしつくさせたまふ。中宮里に出でさせたまひなどして、いといみじうもの騒がし。女院にもいみじう思し嘆かせたまふ。そこの御願の験にや、仏神の御験のあらはるべきにや、所替へさせたまはばおこたらせたまふべきよし、陰陽師ども申せば、さるべき所を合せて問はせたまへば、尚侍の住みたまひし土御門をぞ吉方と申せば、渡らせたまふ。夏のことなれば、さらぬ人だにいと堪へがたきころなれば、い

かにいかにと見たてまつり思すほどに、いと久しく悩みたまひて、おこたらせたまひぬ。いとみじうあさましう思ひがけぬことに、誰もうれしう思しめず。世にめでたき御事なり（新編日本古典文学大系による、以下同じ）。

従兄弟・相方（史料大成『権記』によれば長徳四年八月十六日生存）の邸宅に移り住む折りに、道長（左大臣）は大病を患うのである。物の怪出来という事態にもなつて、一大事とあらゆる手立てが講じられる。娘の中宮彰子は里第に父を見舞い、姉の東三条院詮子の心配もこの上なく嘆きは尽きなかつたが、願掛け・祈祷の効験か、陰陽師たちが所替えをするなら快癒されると、故尚侍の住まい土御門の方角を吉と占つたのでそれに従い転地療養に入る。常人でも耐え難い夏の暑さを取り越え、道長は久しく煩つたのち思いの外の快復を示す。誰もがそれを喜んで世に祝賀すべきことだ、というのが病悩譚の概要である。

この折りの大病罹患とそして驚異的ともいえる恢復は、その後の道長の人生を考える上に、特別な意味合いを持つものと作者は判断したのか、彼の出家や様々な仏事供養を伝える巻第十五「うたがひ」においても、出家の契機となる病悩に絡め、長保三年の折りと同様に、人々がその恢復を一心に庶幾うかたちで敷衍されている。

わが御世のはじめ六七十年ばかりありてぞ、すべていみじかりし御悩みありて、かく今までおはしますべくも見え

させたまはざりしかども、いみじき御祈りの験、たぐひなき御願の験にかくておはしますせば、このたびもおこたらせたまひなんと、殿の人々は思ひ言ふことどもあり。そのたびの御悩みには、よき験者どもありしかばこそ、いと頼もしかりし。観修僧正、観音院の僧正などは、なべてならざりし人々なり。観修僧正は、やがて殿の内にさぶらひたまひしに、僧都なりしをこの御悩みおこたらせたまひたりとてこそは、一条院、僧正になさせたまへりしか。陰陽師どもは、晴明、光栄などはいと神さびたりしものどもにて、験ことなりし人々なり。所替へさせたまひてよかるべきよし申しければ、故麗景殿の尚侍の家、土御門にこそは渡らせたまひておこたらせたまひしかば、その例を引きて、「ほかへ渡らせたまへ」など、さるべき殿ばら申したまへど、すべてさらに、「行かんとも思ひはべらばこそ」とて、聞しめし入れず、ただ仏を頼みたてまつらせたまへり（巻第十五）。

両巻の記事が、同一の道長の病悩を指してのものであることは、恢復をひたすら願い、様々に手立てを尽くしての御願や祈祷、また、陰陽師たちの占いに従つての吉方への所替え、つまり故尚侍綏子の土御門家での転地療養などが共通することによつてほぼ動かない。

また、「うたがひ」巻がより詳しい趣を有するというのも、この期の生き死にをかけた煩いが、道長の「わが御世」を語

る上に極めて重要であったと、作者がやはり認めていたことの現れとみることもできよう。「うたがひ」巻の「わが御世のはじめ六七年ばかり」という記述によって、出家の契機となる道長の病悩を、「とりべ野」巻（物語年次・長保三年）に収めるかつての病悩に重ねたのである。その折りの大病を乗り越えていなければ、「かく今までおはしますべくも見えさせたまはざりし」とも作者は指摘している。道長出家の契機となる大病以前では、確かに「とりべ野」巻の病悩譚あるのみで、他巻において触れるところはないのだから、その指摘は当を得ている。

因みに、それ以外の病悩の記事はすべて出家以降であって、「うたがひ」の巻を除けば、巻第二十六「楚王のゆめ」（四女嬉子の崩御に起因）・巻第二十九「たまのかざり」（三女・妍子の崩御に起因）・巻第三十「つるのはやし」（道長臨終）の三巻においてだが、その罹患の原因もはっきりしている。

十

さて、ここで「とりべ野」巻中の道長病悩譚にたち戻り検討を加えておく。まずは、「大殿は相方の君の家におはしますに、いみじう悩ませたふ」の部分だが、ここに登場する「相方の君」を源相方とするなら、道長の北の方（源雅信女・倫子）と従姉弟（源重信男）にあたる人物で、『小右記』長保元（九九九）年八月二十一日条（大日本古記録による。以

下同じ）や『権記』同二年八月二十日条によって故人たることはすでに明らかなのだから、この病悩譚の長保三年（物語年次）への登場はそもそも無理といえる。少なくとも、源相方宅に移住しているのは長保元年秋以前でなければならぬ（富岡甲本は「こすけかた」）。直前の麗景殿の尚侍（綏子）薨去が物語中で、長保三年春のこととして語られていることにも自ずと抵触する。

次いで、源相方の生存が長保元年秋以前ということにも問題は残るが、物語で道長病悩の一件が歴史的事実に依っているにしても、長保三年に何故に配されることになったものが、今ひとつ判然としない。確かに、『権記』長保三年には、

・ 参左府、今日被上表、使経房中将……今日般若心経講師
巖久僧都（六月四日条、上表と疫病禳除のため）

・ 左兵衛佐能通朝臣自左府来、示宰相中将與余云、相府御消息、只今欲風病発動、相扶之間剋限推移、早令行朝講者（九月十五日条、東三条院主催の法華御八講に際して）

などの記事が散見される。しかし、この程度の病態では、「とりべ野」巻の道長の病悩譚生成の十分な典拠になるほどのものと思われない。ただ、皇后宮定子の崩御（物語は「長保二年十二月十五日の夜」直後を指示）に遭って後、『権記』十二月十八日には、「世間無常之雑事」とみえ、翌日にも「世間無常之比、觸視觸聽、只催悲感、抽中心難忍之襟」と行成は従弟・成房への手紙に触れて独白している。その想い

は、長保三年に入っても続いていて、三月の五・二十二日と四月二十日にも日記している。「無常觀」「世間之作法冷淡、彌發無常之觀」の記述や、「或云、禊日見物之車財百兩許、往還之者非幾、依疫癘滋蔓天亡之者多、觸事催無常之觀云々」と見えるのがそれであるが、折しも巷間に人の世を憐む無常觀が蔓延し出していたと見るなら、定子崩御後、即ち長保二年末から三年春にかけて、縁ある者が人の生き死について話題にしやすい状況にはあったというべきであろう。

因みに、史上の道長には、「とりべ野」巻の長保三年夏以後、出家する寛仁三年三月二十日以前では三条朝の長和元（一〇二二）年三月辺りより、「參太内・皇太后宮・中宮等、日來有惱事、久參、入夜退出」（『御堂関白記』二十八条、大日本古記録による。以下同じ）とあって、『小右記』四月四日条にも、「右衛門督被過、良久乍立清談云、一昨左府問心（藤原懷平）神猶不例、所恐尤多、不如辞遁閑居者」などと見えている。

その後は六月になると、「頭痛」（一日条、「頭風」に同じカ）や「瘡病」かと疑われる病気を理由に二度の上表がなされている（『小右記』五日および八日条）。また、六日には道長第で法華三十講の修せられる折に、年来の願いであった三十講の講説に道長が病を扶けて臨み、「今般講説最後事也」との弁に及ぶと、実資に手紙を届けたところの經房も涙を禁じ得なかったという。そして、病悩の辛苦から発せられる道長の声が余りであったため、列席の卿相は「相府惱苦聲急、

皆云、難存欵」としている。

翌七日の『小右記』には、懷平（実資兄）の許から昨夕道長が嫡男・頼通を前にして、「今般病痾命不可存、若不變年來志可奉仕宮者、不知何宮者」と遺言めいた胸の内をも漏らしていたことを伝える。また、この病悩が日吉社の祟りによるものだという説（同記四日および八日条）のあるを知ってか知らずか、道長は実資を簾外に招き寄せて、「病苦攻身命事、今日間頗得尋常、但病躰異例已不可存、至今無所思、三宮東宮（藤原）男女子等事内、尤所歎只皇太后宮御事而已」（同記九日条）と胸襟を開いてその想いを吐露しているのである。かなり道長の病悩も深刻な状況にあったことが窺える。

一方、二十日に資平（実資養子、兄懷平男）が道長第より来て報ずる内容も留意される。

喜悅相府病之卿相五人、大納言道綱・予、中納言隆家、（藤原）參一懷一・通任云々、是兩三告也云々、左右思主、不能得意、若立后日應勅命參入之後、有如此之事、可任大運、

所悩心神哉、無益々々（『小右記』）

流言に揺れる実資が見え隠れするからだ。これも道長の病悩が容易ならざる状態にあり、人々の間に動揺が生じていることとの証左である。

『采花物語』は、長和元年を含む巻第十「ひかげのかずら」において、二月十四日の道長二女・妍子の立后、そして三條帝の東宮時代すでに入内の城子の立后（四月二十八日）、或

いは故一条院の服喪解かれたものの、悲しみに沈むなか、忘れ形見の東宮・三宮の成長を慰めに、日々を送ろうとする彰子皇太后宮の姿を語るばかりで、このような父道長の生き死にをかけた病悩について終いに触れることはない。さらには、長和二年には上表し瘡病・風病を、同四年には風病・咳病を、同五年にも風病を長く煩っている程であるので、いくらも病悩譚を語り得る機会があったはずである。にもかかわらず、遡った「とりべ野」巻（物語年次・長保三年）において重きをなし、生き死にをかけた道長の病悩が語られるのは、やはり解せない。とするならば、「とりべ野」巻の道長病悩譚には史実性を含めていくつかの問題点が潜在しているとしなければなるまい。

十

さてそこで、道長の病悩譚生成に関わりそうな史実を探るべく、長保三年を挟む前後四・五年を視野に入れ改めて古記録にあたってみるなら、管見に入った資料を長文厭わず引用すると以下のようなになる。

長徳三年

- 1 左府有召、御物忌云々（『権記』五・二十二条、以下『権』と略称）
- 2 早朝或者云、左丞相自夜中許煩給（『権』六・八条）
- 3 次詣左相府、閑西門、御物忌云々、途中御隨身持逢權

中將書状、披見、大殿御心地甚不覺也者、即招出中將、相逢問案内、即昨日カ日從院出給之間、初如瘡病、煩給之事甚重今間暫休息給者（『権』七・二十六条）

- 4 此間左丞相被參陣座……大臣被示云、日者所勞相扶之間遲參也（『権』七・三十条、相撲召合の有る折り）

長徳四年

- 5 或者云、左丞俄有煩給、即與藏人辨爲任、同車詣相府、逢民部大輔成信、問御惱體、示云、腰痛、邪氣所爲也云々……又參左府與若少辨、相謁左大辨、亦令申事由、依有教命入簾中、年來有出家本意、斯時欲遂云々……權中將經房、遽來云、相府御消息云、可遂出家之由可奏者、即令問剋限、右衛門尉行正、示丑一剋也、即參上夜大殿、如カ云、丞相所令侍奏事由、依勅入自南戸候御帳坤、請出家事、功德無極、依成防礙可畏罪報、然而病體邪氣所爲云々、道心堅固必可遂志者、病悩除癒心閑入道如何、罷向彼家可仰此由、又爲除病延命欲給度者、先例其員幾許哉、即奏貞觀年中忠仁公爲外祖攝録之間、重有所煩之時、給八十人、仰云、彼例不可因准、然而殊有思食、欲給八十人、同可仰其由、即束帶、與中將共詣彼殿、令左大辨傳申爲御使參來之由、大辨還報、延入簾中、母屋几帳内、丞相殺所也即傳勅旨、復命云、勅旨敬奉不可遁申、但出家之事依年來宿念可遂也、以不肖之身蒙不次之恩、已極官爵、見世無望、今病已危、急不可存命、此時不遂本意、遺恨更有

何益、縱雖出家、若保身命、非可晦跡於山林、只思結後世之善緣也、亦爲奉報朝恩、可奉祈天長地久之事、生前蒙無涯之恩德、向後亦欲蒙無涯之恩、生前之本意病中欲遂最後、朝恩羨賜允□、早還參可能奏者、即亦還參、令頭中將^{正光}、奏此趣、^{時正四朝、依御物、是、不能參上也}暫之中傳勅云、所令申旨具聞食之、尤可然也、但外戚之親舅、朝家之重臣、變理天下、輔導朕身之事、當時自非丞相在於誰人哉、今聞丞相之危篤歎息無外、病惱之體邪氣之有疑、已非經數日甚以重困云々、縱在邪氣之所為、於遂本意有何事乎、然而能廻思慮、重可申請、其時將仰左右之由者、亦還詣申勅報之旨、重被示云、勅命極貴、不可遁申、但所煩倍、自是可遂本意之由、可令重奏、此間藏人辨又爲御使參向、事旨同前（『權』三・三條）

6 長德四年三月三日、^{藤原道長}左大臣重煩腰痛病事（大日本古記録『小記目錄』、以下『目』と略称）

7 左大臣病重。可_レ出家_一之由被奏之。勅不_レ許_レ之。給_レ度者八十人_一（国史大系『日本紀略』三・四條、以下『紀』と略称）

8 三月四日、依病辭官職、停隨身并見内外文書、勅不許、七月又辭官、不許、又以左中辨行成朝臣、被奏出家中、即被留之、給度者八十人、同五日、重被上辭隨身表（国史大系『公卿補任』長德四年条）

9 仰云、爲大臣除疾延命、令天台座主修不動調伏法、遲

賀申障、因令法性寺座主覺慶修之、自明日奉修之……左大臣差右近權少將兼隆獻第二度表……仰云、廼者左大臣有病不出仕、殊免輕犯之囚徒、將期痾恙之除愈……于時子剋、予參彼殿、依令左近少將明理朝臣示無乘物之由、同車勅使詣相府、令家司奉勅答之儀如例（『權』三・五條）

10 左大臣依_レ病辭_二隨身_一上表。勅答不_レ許（『紀』三・五條）

11 左大臣重遣民部權大輔成信朝臣上表、依仰召平中納言、仰可令作勅答之由、不許辭大臣（『權』三・十二條）

12 左大臣上表。大内記紀齊名作_二勅答_一（『紀』三・十二條、上表・勅答の詳細は『本朝文粹』に見える）

13 詣左相府、被示云……亦爲除病賜度者之事、無極悚悅申之間、被行修善事有感應、頗得平癒、又上表所請三事之中、被免其二、件等悅悚、早可參入令奏聞也、而病雖減損、餘氣猶在、行步難堪、不能早參悚畏申之由、伺縱_{從力}容可奏者（『權』三・十三條）

14 早朝參左相府、^{也召}……即還參、先奏少將令申障由^{贈太政大臣不侍之後、萬事隨左大臣之指麾、而大臣所儲頗雖平、猶未尋常之間、於奉仕非無事懼、但奉案內可用意之趣也}仰云、所申可然（『權』三・十八條）

15 先參左相府、令觀修僧都申雜事、報命之子細不記之、因密事也、令人傳申、以御物忌也、又令民部大輔申依病者之危急祭使事可申障之由（『權』三・二十條）

16 今朝仰云、旬日若出御可聞食樂、而左大臣近曾有所煩、

屬雖平癒之間、稱有餘氣不出仕之間、不可必聞食樂
〔權〕三・二十六条)

17 暫之詣左府、依御物忌、於門外、令爲善朝臣申燒亡事
等〔權〕三・二十八条)

18 晚景兵部大輔實成、又來問、左大臣今日始被參内云々
〔權〕四・二条)

19 依勅詣左大臣第問所惱給〔權〕七・十二条)

20 使者歸來云、左府甚重御坐、存給可難云々〔權〕七・
十五条) 長保元年

長保元年

21 左府道長自曉更俄惱給由〔小右記〕十一・十七条、以下
『小』と略称)

22 又以院御書持參左府、于時已及秉燭、令權中將申事由、
被示依惱不出簾外、依命入簾中、傳奉御返事、〔權〕十
二・七条)

長保二年

23 服呵文嚶勅〔御堂閔白記〕二・四条。以下、『道』と略
称)

24 候内間有惱氣〔道〕四・二十三条)

25 從内有仰、東宮又同〔道〕四・二十七条)

26 詣左府、御心地不宜云々、鶴君事随見聞必可用意者、
今夜亦參内、左大臣有上表事、左近中將經房爲使、少將

重家爲勅使云々〔權〕四・二十七条、上表)

27 從内有仰、雨下〔道〕四・二十八条)

28 日來尚依惱、僧正并明救闍梨兩於檀修善〔道〕四・
二十九条)

29 從内有仰、東宮又同〔道〕五・一条)

30 從東宮有仰又仰〔道〕五・二条)

31 參院、又參左府、被奏云、日來所勞侍、久不參入之間
〔權〕五・八条)

32 同年同月八日、左府藤原道長所惱、式神所致云々事〔目〕二
十・御惱事)

33 左府家中出厭物事〔目〕同九日)

34 何況臣病人膏肓、命在日暮(国史大系『本朝文粹』四・
表上、五・九付け第二度上表文の一節)

35 詣左府、依御物忌、於門外令申雜事〔權〕五・十条)

36 奏左大臣令申病惱間有厭魅呪詛事之由、若及天聽歟云々、
……此夕參左府宿、依御病殊重也、内御物忌也〔權〕
五・十一条)

37 詣左府、相逢權中將、示大元法出來之由〔權〕五・
十三条)

38 詣左府……又丞相命雜事、邪氣厭物
等事也……白地歸宅……即詣
左大殿……被申云……身沈重病、無期平復、因辭退官職、
雖無恩許、重可上表……尋常之時、動紊朝務多矣、至今
者病在重困、只避官職欲遂本意、此時可仰朝恩者〔權〕

五・十四條)

39 詣左府、御病殊重、奉謁申雜事、歸宅（『權』五・十六條）

40 次亦仰云、差濟政仰遣左大臣第三云、依有所惱危急之告、爲期消除、賜度者百人、即仰……左大臣令右近少將兼隆奏表、依御物忌只以詞奏之、別依有所令申、被仰留之御所之由、依仰遣召右大臣（『權』五・十八條、及び『本朝文粹』四・表上）

41 自內詣左府、二條殿御靈託丞相被示雜事甚多……左丞相之容顏病中猶鮮、右丞相之意氣身後如舊、每思往事、言泗俱下、又命云、不覺、意可識諫少將又栗田可爲寺者（『權』五・十九條）

42 又詣左府、御物忌也（『權』五・二十條）

43 未剋許、自左源中將經房、許示送今日不參之由、相府有怨氣者、然而令申所愼殊重由不參（『權』五・二十四條）

44 詣左府、有所被奏之事、々甚非常也、是邪氣詞也、以前帥可被復本官本位、然者病惱可癒者、此次亦被示云、申此由之次、竊可見人氣色、此詞以本心所被示也先參院令啓此由、次參內奏之、仰云、昨以濟政所令申同趣也、事已非常、甚不足言也、縱在平生於申非理不可承引、況今不覺病中、如此所申何有許容、只以所申事者相定追可仰之由可仰者、仍亦詣仰此由、靈氣自初託主人、聞難澁之勅語、怒目張

口、忿怒非常也、藤氏長者奉之、壯年已極人位、皇帝太子親舅、皇后親父、国母之弟、論其榮幸天下無比、而今霧露相侵、心神若亡、邪靈領得、似不平生、死者士之常也、生而何益之有、謂事之理、是世無常也、可愁々々、可悲々々、歸參大內、依有雍容、上陳心事（『權』五・二十五條）

45 參左府……今日御心地彌非平生、聞歎無極（『權』五・二十六條）

46 （道長）左大臣家法華八講。依病惱也。五六月之間。東三條院并左大臣久煩重病（『紀』五・二十六條）

47 參左府、依御物忌、於中宮御方、相逢權中將（『權』六・二十一條）

48 罷出詣左府、依御物忌候中宮御方（『權』六・二十二條）

49 今夕參中宮、左府猶御物忌也（『權』六・二十四條）

50 罷出、詣左府、御惱已平癒、佛力所爲、隨喜甚深、參院、歸宅（『權』六・二十七條、全文）

51 右大臣被參、被奏去五月十八日左大臣上表、今日遣勅答、有不許所請之旨（『權』七・十六條）

52 詣左府、參內、左大臣病後今日初參給院御方、依御衰日不被參御前歟（『權』八・三條）

53 奏文之次仰云、少僧都勝算爲大僧都、律師慶圓爲權僧都之由、可仰下、即詣左府下……次詣右府……亦仰任僧綱事、賢勝算次第已至之中、左大臣病間有事驗、慶

圓亦院御惱之間法力揭焉、仍忽雖無其闕、所抽賞也、巖
〔『權』八・十條〕

54 自左府有召、參向、命云、此度病惱平癒、慮外之事也、
僧正觀修阿闍梨覺緣等之恩無方酬報、至于僧正、職位共
極、亦無希望、覺緣相兼顯密、奉公勞積、加之、年中所
奉仕御祈願已有其數、公私之勤尤可抽賞、就中此度除病
其驗所致也、欲報之志、未知何爲、只蒙朝恩被加任律師、
以之可爲其報、依事之懇、不憚天聽所令申也、必加用意
可洩奏者〔『權』八・十一條〕

55 詣左府、傳申今朝勅命旨、復命云……除目事、重病之
後身體非例、尋常出入未得穩便、況於如然役可難奉仕、
此度可被仰次人〔『權』八・二十五條〕
長保三年

56 去年丞相累月有恙、亞將于朝于夕嘗藥無違、及其病疔病
無損、夏過秋來、近侍童僕緩怠疎略、亞將每見人心之變
改、勵情匪懈、僅及八月中丞相之病平癒、其後未經幾程
早以遁世、在俗舊朋等到訪之時、相語云、榮華有餘、門
胤無止之人、受病臨危之時、無一分之益、殆欲失二世之
計、丞相嘗藥之初、弟子發心之初、今遂宿念、諸佛冥護
也……〔『權』三・四條〕

57 【參左府、今日被上表、使經房中將〔『權』六・四條〕】
【部は既出。

58 【左兵衛佐能通朝臣自左府來、示宰相中將與予云、相

府御消息、只今欲風病發動、相扶之間剋限推移、早令行
朝講者〔『權』九・十五條〕】

59 行幸之後、左大臣被仰三條院可渡御者、仍之□移
光尹朝臣家、入夜參院、無渡御仍亦歸、今日□外帥叙
正三位云々〔『權』閏十二・十六條〕
長保四年〔『道』『小』は記事そのものがない。『權』は
病惱に関する言及がない〕

60 事了行脱力・左大臣稱障出給〔『權』正・十四條〕
寬弘元年

61 從七日頭頗打、今日午後重惱〔『道』六・九條〕

62 候所宿宿留、是有依惱氣也〔『道』六・十一條〕

63 以正世送源信僧都、依有惱所也〔『道』六・二十六條〕

64 八講結願、并忌日也、仍渡法興院、齋會食後還〔『道』

七・二條〕

65 亥時許忽惱霍乱、心神不覺、通夜辛苦〔『道』七・二
條〕

66 寅時許僧正來、夜明從所々問、終日尚惱、從今夜以僧
正初修善、從今日又初三講、雖有惱氣重、渡堂初之
〔『道』七・三條〕

67 早日讀經僧云、左府自去夜俄被重故者、次相公示送□
日子剋許如霍乱被惱云々……相惧參左府、々々以
左頭中將被言出云、自子丑剋許如霍乱病惱、嘔吐無隙、

今問嘔吐止、然而心神極惱、無力殊甚、仍不能相遇、太忍申者（『小』七・三条）

68 佛曉自舉直朝臣告送、左府自此夜有煩給之事、忠範政職二大夫又告送、即詣、日者有所勞雖不出仕參入、如霍亂煩給、午剋許退出（『權』七・二条）

69 心地頗宜（『道』七・四条）

寛弘二年

70 余有勞事、不奉仕内弁退出（『道』正・一条）

71 左大臣起座、進御所、小時退歸云、咳病發動不可候、仍退出。更不着仗座早出、令見氣色右府稱陽病、自腋可參上、仍所退出欵（『小』正・一条）

72 日来有惱事、不參内（『道』三・四条）

73 彼長云、自左府有被惱氣云欵、典葉頭重雅朝臣云、左府自昨有惱氣、今臥而起給、飲不例云々（『小』六・三条）

74 辰剋許詣左府、以近江守朝臣申入消息、所被惱猶未復尋常者（『小』六・六条）

75 左府病損平、飲食不快、非無惱氣云々（『小』六・九条）

76 左府上表云々（『小』六・二十七条）

以上が、長徳二年から寛弘二年まで（九年間）の藤原道長・同実資・同行成等の日記を中心に示したものである。長徳三・四年は『権記』、長保元年は『小右記』、『権記』、長保二年は

『御堂関白記』、『権記』、長保三・四・五年は『権記』、寛弘元・二年は『御堂関白記』、『小右記』とそれぞれなっているが、三者の日記には散佚部分もあり、その記述にも精粗の別が見られるため、必ずしも一様でないことをお断りしておかなければならない。

その上でまず資料全76条のうち、仰せごとについては『御堂関白記』の文脈上、道長に対する一条天皇ないしは東宮（居貞親王）の病氣見舞いとみて、その時点ではまだ平癒状態とみなせないものとした（25・27・29・30条）。物忌についても資料3に明らかな如く、罹患に関わるものとみて平癒状態にないことを示しているものと捉えた（1・3・17・35・47・49条）。

道長の病惱で特に留意されるのは、長徳四年と長保二年の罹患である。ともに長期に亘る煩いで生死の境を彷徨い危急状態にしばしば陥るもので、罹患の原因としては、邪氣（邪氣の所為・邪氣の疑い・御霊・怨氣・邪氣詞・霊氣・邪霊）が取り沙汰されている。そこで三度の上表がなされ、長徳四年八十人・長保二年百人の度者を賜っている。長徳四年の上表においても、出家を強く請うているところが長保二年とは相違するが、邪氣の所為と疑われる重い腰痛（6・7条）を治癒させるために、年来宿念の出家を果たそうとする道長像が、三月三日を初めとして『権記』に確認される（5・6・7・8条）が、その病痾の深刻さを伝えて示唆的である。

道長の官職・随身の辞表提出(8・9・10・11・12・13条)に対し、帝はとにかく度者を給わり病悩治癒の後に、心長閑に出家をされてはと水を向け(5条)、除疾延命のためにと不動調伏法も行っている(8条)。

度者を賜うことに道長は、「敬い奉りて遁れ申すべからず」(5条)とし、「悚悦極まりなしを申すの間、修善行われるのこと感應あり、頗る平癒を得る……しこうして病減損するといえども、餘氣なお在り、行歩堪えがたし」と応じてもいる(13条)が、一週間後には帝の仰せとして「平癒の聞こえずれども、餘氣あるを称して出仕せず」の状態である(16条)。漸く参内を果たしたのが、一ヶ月余り後の四月二日であった(18条)。それから三ヶ月ほどした七月十五日に、藤原行成は「左府はなほだ重くおわし、存じ給うは難し」と芳しくない状態に道長が陥っていることを書き留めている(20条)。十五日以降では、十九・二十・二十一・二十四・二十七・二十九の六日間と、加えて八月の記事は九日分の記事のみであるが、細大漏らさず書き留める行成の執筆態度からすれば道長の病悩はどこかで言及されているはずだろうし、その点を重視すると、七月十五日の深刻とも見える道長の病悩記事がその後に見当たらないのは、道長が快復の一途に有ったことを暗に示しているものであろう。

十

『栄花物語』(巻第五・浦々の別)の長徳四年の内容は、東三条院(一条帝母・詮子)が皇子誕生を願って止まぬその強い想いを度たび確認する中で、一条帝女御・元子(右大臣藤原顕光女)の懐妊(物語年次・長徳三年冬)と流産(同四年「六月ばかり」、想像妊娠カ)の話を散りばめながら、中関白家の総帥たる藤原伊周及び弟・隆家の左遷と、三月の皇子(敦康親王)誕生という国家的な慶事による都への召還の宣旨が「四月」に下ることを核的な話題として語られ、「五三三四日のほど」には隆家、「十二月」には伊周がそれぞれ上京するといっているのである。

加えて、伊周・隆家の母高階貴子が長徳三年「神無月の二十日余りのほどに」他界、外祖父高階成忠が孫・伊周の上京を直前に「瘡にてうせにけり」と、中関白家の人々の動静を中心に一門の斜陽・凋落が語られていくのだが、皇子誕生が翌長保元年十一月七日という歴史的事実は誰しも承知して動かぬこと(『大日本史料』)なので、明らかに物語は一年前倒しで語られていることになる。

恐らく、皇子誕生の日に従三位彰子に女御の宣旨が下っている事情に深く関わっての措置といえよう。『権記』では、「仰云、中宮誕生男子、天氣快然、七夜可遣物等事依例可奉仕者」とある記事の後に、道長長女・彰子が女御となることを触れる。定子の女御については巻第三「さまさまのよろこび」で、「姫君は十六ばかりにおはします。やがてその夜の

内に女御にならせたまひぬ」と言及するほどだから、彰子の女御にすることが定子同様に触れられていたとしても何ら不思議なことではない。

その後の彰子の立后（長保二年二月二十五日）と定子の懐妊および内裏退出（長保二年三月二十七日）、代わって一条天皇の許へ立后後の若々しい中宮彰子が入れ替わり参内という「かかやく藤壺」物語を進める配慮がなされたとみるならば、定子腹の第一皇子の誕生についての史実通りの取り上げは、必ずしも物語の展開上に得策なことでないとして、作者が意図的に回避したものと推測される。

しかし、第一皇子誕生の事実を等閑に付すなど許されようはずもないから、物語年次・長徳四年が、折しも史上の道長病悩（腰痛）の時期にあたることに合わせて、そこへ配すべく前倒したのであろう。そうすることでいまだ彰子の入内も見えない時代に生死の境を彷徨うような大病に罹患し、前途危ぶまれるという道長像を読み手に与えることも避け得るし、長徳四年の病悩を一応棚上げすることができ、得心もいこう。皇子誕生月の三月、隆家上京の「五月三四日のほど」、元子の流産「六月ばかり」という物語中の時間措置も、道長宿痾の時期に連動していることと必ずしも無縁でなからう。

長保二年の道長の宿痾についてはすでに少し触れたが、長徳四年の病悩と同じような長い煩いで、道長も相当苦しめられ「所悩危急の告げ」もあった（40条）。「腰痛」の如き病名

は特定されぬものの、重い宿痾であったことに変わりはない（31・38・39・40・44・46条）。それに邪氣の所為が屢々指摘されている（32・33・36・41・44条）ので、煩悶辛苦する状態も続き、さぞや道長を心神耗弱させていたに違いない。この病悩平癒は、八月三日の記事によっても知られる（50条）が、「除目の事重病ののち身体例にあらず、尋常な出入いまだ穩便をえず」とし、職務を「次の人（顕光カ）」に委ねる程であった（55条）。

この病悩平癒については、「佛力の所為、随喜はなはだ深」（50条）く、少僧都勝算や僧正観修・阿闍梨覚縁等の加持祈禱の効験によって齎されたことに謝し、道長は法務職上の昇任をもってその恩に報いようとしている（53・54条）。併せて観修と勝算が、「うたがひ」巻で既に見えていた僧であることも同時に確認されるので、同巻で引き合いに出される病悩が、実は「とりべ野」巻のそれをさしていることも裏付けられることになる。

物語中にはしかも、それぞれ「尚侍の住みたまひし土御門」「故麗景殿の尚侍の家、土御門」と見えているが、この道長妹の尚侍綏子が「土御門」に住んでいたことは、『権記』に「亦詣左府、々々亦自尚侍殿移土御門第」〔権〕長保二・六・九条）「院此夜渡給土御門尚侍家」（同長徳三・十一・十三条）「次参院、王時御土御門尚侍家」（同長徳四・三・二十八）とあるので、その薨去が寛弘元年の春二月七日（『権記』）であったことは作

者も充分承知していたはずである。少なくとも「とりべ野」巻において、道長病悩譚の直前に綏子薨去の記事を配するのも作者の単なる事実誤認などではなく、ある意図が働いていることと見るのが穏当であろう。例えば、妹綏子がこの時点で薨ずるということは替って道長家から東宮妃を立てる、つまり二女妍子の入内の意識が潜在することに繋がるなどが考えられる。

そもそも綏子の死は史実上、次巻「はつはな」で語られるべきものだが、その巻は嫡男頼通が叙爵を果たし、晴れやかに春日社へ勅使として立つところから開かれている。しかも道長の栄華招来を決定づける敦成・敦良両親王の誕生を中心に語る上にも、頼通が春日使に立つ翌日に綏子（東宮妃）薨去では話題を殺ぐおそれも大いにある。第一皇子誕生の折りと同様に前巻「とりべ野」への前倒しの手法が取られた可能性は高い。また、病悩譚直後の藤原道綱室（道長北方・源倫子の実妹）の出産・卒去についても、長保二年の秋七月三日である（『権記』）から、本来なら前巻「かかやく藤壺」に配されるべきであるが、ここは差詰め先送りの手法が取られたということになる。

十

ここでの物語の時間性は、姉・東三条院の崩御に至るまでの人の生死に纏わる話柄を積極的に取り上げるといふ意識に

貫かれていて、まさに「とりべ野」巻の命名の所以ともなっているが、いずれにしても、長保三年夏の道長の病悩譚は、綏子の薨去（春）と義妹・道綱室の卒去（秋）の物語の間に挟まれ、中関白家の象徴でもあった姪である今上第一皇子の母・皇后宮定子の崩御（当該巻は妹の東宮女御の頓死をもって筆を擱く）と、今上一条帝の母（国母）東三條院の崩御に限っての自覚的な年次表記の間に定位されている。大きく捉えては、「かかやく藤壺」（彰子の入内・立后に深く関わる）巻と「はつはな」（頼通、敦成・敦良両親王の生誕に深く関わる）巻の間に「とりべ野」巻が収められているということにもなる。恐らく、病悩譚は史実上の長徳四年と長保二年の病悩を扱として、別な折りの病悩をも取り込みそれを集約（「浦々の別」巻では四月二十四日で輻射し物語られている）し、また、史実通りに敦康親王生誕に即しては、「かかやく」彰子物語の展開に支障を来たすことにもなるので、長保三年夏の出来事として語ったのであろうか。

強運の持ち主として次代を担うべき人物として語られる道長像を際立たせ、無常の風に誘われながらも苦境を乗り越え、国母の姉・東三条院亡き後、第二・第三皇子の生誕を迎え栄華への道を歩む上の一つの試練として、意図的に作者が「とりべ野」巻・長保三年の条に措定した病悩譚といふべきであらう。